

令和3年度事業報告書

令和3年4月1日より令和4年3月31日における事業内容は次のとおりである。

1. 事業報告について

1) JAS法に基づく炭酸飲料・豆乳類及び果実飲料の製造業者の認証等

JAS法に基づく登録認証機関として本会に設置する判定審議委員会を令和3年度に4回開催し、新規の認証申請のあった炭酸飲料2工場及び果実飲料1工場（アサヒビール（株）名古屋工場（炭酸飲料）、（株）日本キャンパック岐阜工場（果実飲料）及び静岡ミツウロコフーズ（株）興津工場（炭酸飲料））、認証の変更届のあった果実飲料1工場について審査・判定を行った。

また、認証後の技術的基準に適合しているかを確認する調査を炭酸飲料40工場、果実飲料36工場について行った。

なお、この確認調査の実施に当たって、農林水産省は新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、まん延防止の観点から対応措置としてリモートによる確認調査の活用も認めたことから、確認調査工場のうち炭酸飲料11工場、果実飲料8工場がリモートによる手法を取り入れた。リモートによる手法は、工場内の撮影及び記録類のコピーの提出を求め工場の品質管理責任者等とリモートによりヒヤリングを行う方法である。

また、JAS製品の製造を廃止した3工場及び新規2工場について、農林水産大臣に届出を行った。

この結果、令和4年3月31日現在の種類別の認証工場数は炭酸飲料59工場、果実飲料49工場となった。なお、判定審議会委員会に諮った新規3工場のうち1工場（静岡ミツウロコフーズ（株）興津工場（炭酸飲料））については、令和4年4月1日認証工場としたため令和4年3月31日現在の認証工場数には含まれてはいない。

2) 委託契約による格付のための試料の検査業務

認証工場と格付のための試料の検査について委託契約を締結した当該認証工場からの検査依頼申請に基づく試料の検査を行った。

その格付実績は、炭酸飲料については、新型コロナウイルス感染症の拡大により、前年比96.8%となったが、新型コロナウイルス感染症前の令和元年度比では93.8%と回復には至っていない。特に冠婚葬祭及び居酒屋等の自粛の影響により、リターンブル瓶の格付実績が令和元年度比では48.8%と半数以下となった。同様に果実飲料の希釈用はファミリーレストラン等の営業自粛の緩和に伴い格付実績のない月が少なくなり前年比146.4%となったが、令和元年度比では52.6%と回復には至っていない。また、直接飲料についても同様に前年比98.9%となったが、令和元年度比では66.0%となった。

3) 規格証票の登録業務

包装又は容器に格付前にあらかじめ格付の表示（JASマーク）を付すことについて認証工場から登録申請（新規登録 12 件、登録変更 132 件、廃止 5 件）があったので、「飲食物品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法」並びに「炭酸飲料、果実飲料の日本農林規格」に基づく審査・登録を行った。

4) 炭酸飲料、豆乳類及び果実飲料の表示の指導の実施

炭酸飲料及び果実飲料の表示について、食品表示法及び果実飲料等の表示に関する公正競争規約等に基づいて表示の指導を行った（表示の問い合わせ件数 15 件）。

5) 炭酸飲料瓶詰製品の安全性試験の実施

炭酸飲料瓶詰の JAS 検査品について、リターナブル瓶及びワンウェイ瓶に区分した強度試験及び破壊起点（オリジン）等の調査・分析を行い、強度試験の結果を当該認証工場及び本社に通知するとともに、そのデータの蓄積に努めた（安全性試験実施本数リターナブル瓶 134 本及びワンウェイ瓶 59 本）。

- ① リターナブル瓶とワンウェイ瓶に区分した。
- ② ワンウェイ瓶は、被膜付（シュリンクフィルム又はプレラベル）の瓶と被膜を除去した瓶とに区分した。
- ③ 耐内圧強度試験は 32 kg/cm^2 を上限とした。
- ④ 強度試験は炭酸飲料瓶詰製品の安全性試験実施基準に従って実施した。

なお、従来は、消費生活製品安全法に基づく食品流通局通達（農林水産省）では、使用后回収されたリターナブル瓶は 8 kg/cm^2 以上とされていた。この試験の結果は未使用瓶の耐内圧強度に適合していた。

6) 果実飲料・炭酸飲料・豆乳類 JAS 認証工場品質管理者等専門講習会の開催

令和 4 年 2 月 3 日～4 日、本会で果実飲料及び炭酸飲料に関する品質管理担当者及び格付担当予定者を対象に品質管理・格付業務の知識及び技術並びに JAS 制度等についての専門講習会を新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し Web にて開催した。受講者数は 27 名で受講者には、JAS 認証工場の技術的基準に基づく資格が付与された。

7) 広報事業の実施

炭酸飲料及び果実飲料に関する公正な知識の啓発・普及と客観的な知識の情報、また、特に令和 3 年度は引続き新型コロナウイルス感染症による飲料等への影響に関する情報提供についても行い「清飲検協会報」を 12 回発行し、本社、認証工場及び行政機関等に配布した。また、JAS 製品の流通の促進を図るため、清涼飲料事業者に対し、

その普及・啓発を行うとともに、ホームページで、毎月の JAS 格付数量、財務諸表、JAS 認証事業者名等を公表した。

2. 総務事項

- 1) 令和 2 年度の消費税申告及び確定申告書を芝税務署(令和 3 年 6 月 18 日)及び都税事務所(令和 3 年 6 月 21 日)に提出した。
- 2) 令和 2 年度償却資産申請書を令和 3 年 1 月 20 日、港都税事務所に提出した。

3. 会議の開催

1) 監査会

令和 3 年 5 月 10 日

令和 2 年度事業報告書及び令和 2 年度財務諸表等の監査を行った。

2) 定時理事会等

令和 3 年 5 月 26 日

令和 3 年度第 1 回定時理事会を新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し書面決議により行った。

提出議案

- 第 1 号議案 令和 2 年度事業報告書に関する件
- 第 2 号議案 令和 2 年度財務諸表に関する件
- 第 3 号議案 令和 3 年度定時評議員会の開催に関する件
- 第 4 号議案 規程の変更に関する件

令和 3 年 6 月 23 日

臨時理事会を行った。

提出議案

理事の任期満了に伴う会長（代表理事）、専務理事（代表理事）及び常務理事（業務執行理事）の選定の件

令和 4 年 3 月 30 日

令和 3 年度第 2 回定時理事会を新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し書面決議により行った。

提出議案

- 第 1 号議案 令和 4 年度事業計画書(案)に関する件
- 第 2 号議案 令和 4 年度収支予算書(案)に関する件

第3号議案 令和3年度事業状況報告に関する件

3) 定時評議員会

令和3年6月23日

令和3年度定時評議員会を開催した。

提出議案

第1号議案 任期満了に伴う理事及び監事の選任の件

第2号議案 令和2年度財務諸表に関する件

報告事項

(1) 平成2年度事業報告に関する件

(2) 令和3年度事業計画書及び令和3年度収支予算書に関する件

(3) 規程の変更に関する件

4) 判定審議委員会

第1回は令和3年4月23日、第2回は令和3年6月1日、第3回は令和3年6月28日及び第4回は令和4年3月31日に判定審議委員会を開催した。第1回、第3回及び第4回はJAS工場の新規認証の審議、第2回は認証後の臨時確認調査の審議を行った。

5) 公平性委員会

令和4年3月16日

外部委員3名を含む5名で構成する令和3年度の公平性委員会を開催した。公平性を阻害するリスクはなく、公平性は担保されているとの評価を得た。

6) 認証業務内部監査

令和4年3月10日

令和3年度のJAS認証業務に関する内部監査を行った。外部委託の監査員から認証業務は適正に処理しているとの報告書を得た。

7) マネジメントレビュー会議

令和4年3月31日

役職員全員による認証に関する業務見直しに関するマネジメントレビュー会議を行った。結果、見直しの必要はないと判断した。

8) 関係団体の会議

(一社) 日本農林規格協会の定時理事会・通常総会、連絡協議会及び(一社) 全国清涼飲料連合会の研究会等の理事会等並びに(一財) 食品産業センターの企業・団体連絡協議会及び果実飲料公正取引協議会等の会議に出席(書面及びWebによるものも含む。)した。

4. 事業報告附属明細書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条3項に規定する事業報告の内容を補足する重要な事項はありません。

以上